

## 日本企業経営学会入会資格内規

2015年（平成27年）	12月26日	施行
2016年（平成28年）	8月26日	改訂
2019年（令和元年）	5月11日	改訂
2019年（令和元年）	8月21日	改訂
2020年（令和2年）	8月18日	改訂
2023年（令和5年）	2月11日	改訂
2024年（令和6年）	5月11日	改訂
2024年（令和6年）	9月3日	改定

### 第1条（目的）

本内規は、学会員にふさわしい品位と知見、学究の意欲を有する会員によって、学会としての正常な運営を実現し、本学会の学術団体としての権威を向上させることを目的とするものである。

### 第2条（入会資格）

前条の目的達成のため本内規は次のように定める。

本学会への入会資格は次の各号のいずれかに該当する者で、常任理事会の議を経て、会長が適格と認めた者であること。

- ①修士以上の学位を有する者。
- ②企業経営に関する実務経験（管理職・役員など）が豊富な者。あるいは、公認会計士、税理士、中小企業診断士等で経営に関連する国家資格を有する者。
- ③大学その他の研究機関、高等教育機関で、助教相当以上の研究・教育の職にあり、研究歴を有する者。
- ④上記①から③までのほか常任理事会で審議し入会が適当と認めかつ会長が承認した者。

### 第3条（入会申込に関する注意事項）

入会希望者は、本学会の会員資格を得て3年以上経過した者を推薦人として申し込む。学会は、入会希望者の書類審査及び人物審査を行い、本学会にふさわしい人物であると評価した場合、推薦人の一人は会員としながら、もう一人の推薦人は常任理事会が常任理事の中から推薦人を選任することで、本学会の入会を認めることとする。

### 第4条（入会の申込先）

入会の申込は「入会申込書」を添えて入会審査委員長へ行うこととする。

第5条（入会審査）

入会審査は、対面での常任理事会にて行う。

第6条（改訂）

この内規の改訂は常任理事会の議を経て会長が行う。

以上